

## 春秋叙勲候補者推薦要領

### 1 推薦基準

社会福祉、保健衛生、その他の領域において格段の功績のあった者で、原則として年齢70歳以上の者。ただし、次のア又はイに該当する者にあつては、年齢55歳以上の者。

ア 精神的肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者

イ 人目につきにくい分野にあつて多年にわたり業務に精励した者

### 2 推薦にあたっての留意事項

(1) 候補者の選考にあたっては、社会的知名度等に偏ることなく、広く各界各層の功績者を対象とすること。また、民間人及び女性候補者の積極的な推薦を行うこと。

なお、新たな分野の候補者の推薦を行うにあたっては、事前に協議が必要となる。

(2) 前記推薦基準ア、イの分野で功績のあった者（以下、「Ⅱ類」という。）については、民間経歴を有する者のみならず公務員経歴を有する者（ただし、原則として現職公務員を除く。）も対象とすること。

(3) Ⅱ類以外の者（以下、「Ⅰ類」という。）で公務員歴のみを有する者については、功績が抜群である者を推薦すること。

(4) Ⅰ類及びⅡ類両方の分野の功績を有する者について、Ⅰ類分野の功績がⅡ類分野の功績より上位（将来見込まれる場合も含む。）と認められる場合はⅡ類では推薦しないこと。

(5) 過去において褒章（紺綬及び紅綬を除く。）を受章した者を叙勲候補者として推薦する場合は、褒章受章後に特に著しい功績が認められ、かつ受章後5年以上経過した者とする事。

(6) 経歴、賞罰事項は、慎重かつ詳細に調査するとともに罪を犯した者、犯罪容疑者、経営上の欠陥や社会的非難のある者等国民感情にそぐわない者を推薦することのないよう注意すること。